

## 令和2年度ニホンジカ個体数調査業務委託仕様書

### 1 業務の目的

奈良県ではニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第6次）を策定し、ニホンジカの生息状況等を継続的にモニタリングすることとしている。このモニタリング調査の一環として、糞塊法による生息密度指標調査等を実施し、奈良県におけるニホンジカ個体数管理に資することを目的とする。奈良県は、本業務を委託により実施するものである。

### 2 調査対象地域

奈良県内

### 3 業務委託期間

契約の日から令和3年3月12日（金）までとする。

### 4 業務委託の内容

#### (1) 事前打ち合わせ

契約後直ちに、調査ルートや作業工程等の詳細打合せを行う。

#### (2) 生息密度指標調査（糞塊法調査）

##### ① 調査ルートの設定

県内に1ルートあたり5～6kmの調査ルートを38ルート設定し、ルートの左右1m、計2m範囲内の糞塊数を記録する。既設38ルート（別添：令和2年度調査ルート参照）については本調査においても原則継続して採用することとし、今回設定ルートを変更する場合には県と協議の上決定する。

##### ② 調査項目

設定した調査ルートにおいて、以下の項目について調査し、調査ルートを500m以内に区分したセクション毎に記録するものとする。

##### ・糞塊の数の記録

粒数は糞の形状や新鮮度から1回の排泄であると判断される糞粒の集まりを1つの糞塊とし、「10粒以上」および「10粒未満」で区分してその数の記録をおこなう。

##### ・糞の新鮮度

糞の新鮮度は以下の3段階に分けて記録する。

「新」：表面につやがあり、新しいもの。

「旧」：形が崩れ始めたもの。

「中」：上記の間の新鮮さであるもの。

##### ・植生

調査ルートの各区域における植生を記録する。植生は最高木層で判断し代表を3種類まで下記の植生凡例から選択し記録する。

A：落葉広葉樹林、B：常緑広葉樹林、C：マツ林、D：伐採跡地、E：スギ・ヒノキ幼齢林（草本

繁茂)、F: スギ・ヒノキ若齢林、G: スギ・ヒノキ成林(樹冠閉鎖)、H: 草地、I: カラマツ林、J: 常緑針葉樹林、K: 竹林、L: その他

・下層植生

下層植生を以下の3段階に区別し、シカによる下層植生への影響を評価する。

「極多」: 目線より下の下層植生の被度が多く地面が見えない

「多」: 目線より下の下層植生の被度が多く地面が見えにくい

「少」: 目線より下の下層植生の被度が全くなし

・シカの痕跡

調査中に、シカの生体を目撃した場合、その詳細を記録する。また、鳴き声が聞こえた場合、足跡が確認された場合も記録する。

・糞虫の記録

糞塊密度調査を実施する上で留意すべき点は、糞虫による糞の分解である。オオセンチコガネ等の糞虫の有無について調査・記録する。

・人工林被害調査

シカによる人工林への被害程度を把握するため、調査ルートにある人工林の成木剥皮被害調査を行う。調査は、以下の要領で実施する。

本調査については1ルートにつき、1地点調査する。

1地点50本の植林木について調査する。

糞塊密度調査(セクション)の区切り箇所を実施する。

調査林分の優先順位は、ヒノキ、スギとし、人工林がない場合は広葉樹(天然林)を対象とする。

胸高直径10cm以上の林分を対象とする。

調査対象は、シカによる樹皮食い、角とぎとする。

被害を確認した場合には、被害の種類(樹皮食い、角とぎ)、被害の新旧と、被害程度(全周に対する剥皮割合)を記録する。

③調査時期

上記調査は、11月下旬に実施・完了するものとする。ただし、積雪・災害等により期間内に調査ができない場合はこの限りではない。

④調査体制

調査には糞塊密度調査を実施した経験のある者を配置する。

⑤調査地点の記録

次年度以降、同一ルートでの調査が出来るよう、GPS等を活用して調査ルートを地図上に記し、入山ポイント、調査ルート起点・終点の写真等、調査ルートを再現出来る資料を記録する。

人工林被害調査についても、同様に調査地点を復元できるように記録する。

(3) 報告書の作成および納品

①報告書(速報)の提出

上記(2)のうち糞塊密度、シカ目撃頭数や痕跡の有無、糞虫の有無について、調査ルート毎にとりまとめた結果を提出する。

提出期限：令和3年1月15日（金）

②実績報告書の提出

上記（２）の全ての項目についてとりまとめ、今後の調査に向けての提言を盛り込んだ報告書を作成する。その他、本業務委託で生じた資料のうち、発注者が指示する資料一式を併せて提出する。

提出期限：令和3年3月12日（金）

③上記の報告書は、印刷物2部および電子データ一式（CD2部）により提出することとする。

5 公契約条例に関する遵守事項

「＜別紙＞公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」を遵守すること。

6 その他

- (1) 本業務の成果にかかる一切の権利は奈良県に帰属するものとし、奈良県の許可無く他者に公開してはならない。
- (2) 受託者は、受託業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはいけない。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは、本仕様書の記載のない細部事項については、鳥獣対策係職員と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令等の手続を予め行い、許可等を得ておくものとする。
- (5) 受託者は、機密情報及び個人情報等を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は原則として本業務に必要な調査用機材等について受託者の負担において準備しなければならない。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し業務を適正に履行すること。

本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条のにより減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃いう。）の支払を行うこと。

健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用されを含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届行うこと。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行う。

本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項をし、遵守するよう指導すること。